

障害者の福祉

障害者基本法，障害者総合支援法，児童福祉法等の関係法令に基づき，福祉サービスや日常生活に関連する様々な施策を計画的に展開することにより，障害のある方々が暮らしやすい地域づくりを目指します。

1. 身体障害者の状況

身体に障害のある方に対しては，申請によりその障害の程度によって，1級から7級までの判定が行われ，6級までの方については身体障害者手帳が交付されます。

なお，この手帳は様々な支援を受ける基本となるものです。

現在，身体障害者手帳の所持者は4,202人で，内訳は18歳以上の方が4,083人，18歳未満の方が119人となっています。障害別に見ると肢体不自由の方が全体の約44.2%を占め，次いで内部機能障害の方が約39.1%となっています。

(1) 身体障害者手帳所持状況

年 度	区 分	視 覚	聴覚・平 衡	音声・言語 ・そしゃく	肢 体	内 部	計
H30	児	4	38	0	85	19	146
	者	259	342	39	1,913	1,526	4,079
R1	児	3	35	0	82	18	138
	者	270	351	38	1,893	1,563	4,115
R2	児	3	31	1	76	17	128
	者	272	355	40	1,825	1,598	4,090
R3	児	3	29	1	73	16	122
	者	267	360	37	1,773	1,616	4,053
R4	児	3	25	0	74	17	119
	者	272	358	42	1,785	1,626	4,083
	計	275	383	42	1,859	1,643	4,202
	割合	6.6	9.1	1.0	44.2	39.1	100.0

※児：18歳未満，者：18歳以上

(2) 新規身体障害者・児手帳所持状況

区分 年度	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢 体	内 部	計
H30	8	17	3	73	159	260
R1	16	19	3	73	143	254
R2	28	14	3	7	57	109
R3	11	20	1	51	146	229
R4	9	9	4	77	161	260

※児童も含む

(3) 等級別身体障害者・児手帳所持状況

(令和5年3月末現在)

障害別 構成比 (計/合計)		等級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害 6.6%	児		2	0	0	0	0	1	3
	者		94	104	24	16	25	9	272
	計		96	104	24	16	25	10	275
聴覚・平衡 機能障害 9.1%	児		0	7	3	3	0	12	25
	者		3	129	38	63	3	122	358
	計		3	136	41	66	3	134	383
音声・言語・そしゃ く機能障害 1.0%	児		0	0	0	0			0
	者		0	2	27	13			42
	計		0	2	27	13			42
肢体不自由 44.2%	児		45	8	7	4	10	0	74
	者		363	387	322	460	175	78	1,785
	計		408	395	329	464	185	78	1,859
内部障害 39.1%	児		9	0	3	5			17
	者		934	17	285	390			1,626
	計		943	17	288	395			1,643
合 計	児		56	15	13	12	10	13	119
	者		1,394	639	696	942	203	209	4,083
	計		1,450	654	709	954	213	222	4,202

合計構成比 (級/計) %	児	47.1	12.6	10.9	10.1	8.4	10.9	100.0
	者	34.1	15.7	17.0	23.1	5.0	5.1	100.0
	計	34.5	15.5	16.9	22.7	5.1	5.3	100.0

2. 知的障害者の状況

知的障害のある方の福祉に関する様々な制度を利用しやすくするために、療育手帳交付制度があります。

この手帳は、障害の程度により㉠（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4つの区分があり、障害の程度によって、様々な支援を受けることができます。

(1) 療育手帳所持状況

(各年度末現在福祉相談センター調)

年 度	区 分	㉠	A	B	C	計
H30	児	63 (2)	54 (3)	61 (3)	136 (30)	314 (38)
	者	208 (0)	211 (0)	239 (2)	213 (3)	871 (5)
R1	児	66 (2)	46 (1)	63 (7)	137 (25)	312 (35)
	者	219 (0)	213 (0)	243 (2)	231 (6)	906 (8)
R2	児	58 (1)	46 (6)	68 (10)	144 (22)	316 (39)
	者	223 (0)	214 (1)	251 (3)	242 (6)	930 (10)
R3	児	56 (1)	49 (4)	73 (10)	142 (25)	320 (40)
	者	232 (1)	223 (0)	262 (3)	253 (4)	970 (8)
R4	児	56 (2)	50 (4)	75 (13)	154 (36)	335 (55)
	者	240 (0)	227 (1)	272 (3)	260 (0)	999 (4)
	計	296 (2)	277 (5)	347 (16)	414 (36)	1334 (59)

※ () はうち新規交付者

3. 精神障害者の状況

精神障害のある方に対して、一定の精神障害の状態にあることを認定して精神保健福祉手帳が交付されます。手帳の交付を受けることにより、福祉に関する様々な制度を利用することができます。

(1) 精神保健福祉手帳所持状況

年度 \ 等級	1 級	2 級	3 級	計
H30	76	523	362	961
R1	77	562	410	1,049
R2	82	572	433	1,087
R3	83	625	444	1,152
R4	77	670	459	1,206

4. 主な福祉施策

(1) 自立支援給付費（障害者総合支援法による福祉サービス）

ア 障害福祉サービス（表1-1）

①介護給付 居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，重度障害者等包括支援，療養介護，生活介護，短期入所，施設入所支援

②訓練等給付 共同生活援助，宿泊型自立訓練，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，自立生活援助，就労定着支援

③その他のサービス 特定障害者特別給付費，高額障害福祉サービス費，計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援

イ 補装具費の支給（表2）

・身体障害者手帳の交付を受けている方に対し，身体上の障害を補うための装具購入，貸与及び修理の費用を支給します。

ウ 自立支援医療（更生医療）（表3）

・障害の除去及び軽減のための手術等に係る医療費の一部を公費で負担します。

エ 自立支援医療（育成医療）（表4）

・身体に障害のある児童に対し，障害の除去及び軽減のための手術等に係る医療費の一部を公費で負担します。

オ 自立支援医療（精神通院）（表5）

・精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診療を受けた際，医療費の一部を公費で負担し，自己負担の保険診療分を原則一割負担とします。

(2) 障害児通所支援（児童福祉法による福祉サービス）（表1-2）

児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援，障害児相談支援

(3) 地域生活支援事業（障害者総合支援法による福祉サービス）等

ア 相談支援事業

・福祉に関する情報の提供や相談など福祉サービスの利用支援や，社会資源の活用のための援助及び社会生活力を高めるための支援を行います。

イ 日常生活用具の給付（表6-1）（表6-2）

・障害のある方，難病を患っている方の日常生活に必要な用具を給付します。

・下肢障害等がある方の住宅の改修費を助成します。

ウ 意思疎通支援事業（表7）

・聴覚，言語機能等の障害のために意思疎通を図ることが困難な障害のある方に，手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

エ 移動支援事業（表8）

・障害があり屋外での移動が困難な人の外出の支援を行います。

オ 地域活動支援センター事業

・創作活動や生産活動などの機会の提供や，地域社会との交流の促進，障害のある方や介護者からの相談に応じ必要な情報等の提供などを行い，自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう支援します。

カ 日中一時支援事業（表9）

・日中における活動の場所の確保及び障害のある方の家族の一時的な休息や就労の支援を目的としています。

キ 訪問入浴サービス（表10）

・重度の肢体不自由等により居宅において単身では入浴が困難な方に移動浴槽車を派遣して入浴

サービスを提供します。

ク 身体障害者自動車運転免許取得費助成（表 1 1）

・身体障害者手帳 1～4 級の人が自動車運転免許を取得する場合、その費用を助成します。

ケ 身体障害者自動車改造費助成（表 1 2）

・上肢、下肢又は体幹機能に重度の障害のある方が運転する自動車を改造する場合、その費用を助成します。

コ 重度心身障害者通院通所交通費助成（表 1 3）

・身体障害者手帳 1，2 級及び療育手帳（A），A 並びに精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方に対して、タクシー料金の一部を助成します。（ただし、自動車税種別割・軽自動車税種別割を減免されている人は除きます。）

サ 障害者手帳交付申請用診断書料助成（表 1 4）

・市町村民税所得割非課税の方に対し、身体障害者手帳申請用並びに精神保健福祉手帳申請用の診断料等を助成します。

（4）その他の福祉事業

ア 生活福祉資金の貸付

・身体上障害のある方の更生をはかるため資金（生業費、技能習得費、就職支度金及び住宅増改築資金）を貸付けています。（窓口は社会福祉協議会）

イ 視覚障害者用市報発行（窓口は社会福祉協議会）

・視覚障害のある方に対し、希望に沿って点字市報又は朗読テープを送ります。

ウ 車いすの貸出し（窓口は社会福祉協議会）（表 1 5）

・障害のある方、高齢者や一時的に車いすの利用を必要とする方に対し、車いすの貸出しを行います（原則として短期間）。

エ 図書のお宅配本（表 1 5）

・市立図書館へ行くことが困難な人（3 級以上の身体障害者手帳所持者）に対し、希望により自宅まで書籍を配達します。

オ 税金の控除、減免

・所得税、住民税、相続税、自動車税（環境性能割・種別割）の優遇措置があります。

カ JR 及びバス等の運賃割引

・身体障害者手帳又は療育手帳所持者及び同乗する介護者に対し、旅客運賃の割引をする制度です。

キ ねたきり身体障害者等介護慰労金支給

・在宅のねたきり身体障害者等を常時介護している人に対し慰労金を支給します。

ク 難病患者等見舞金（表 1 6）

・難病を患っている方（指定難病特定医療費受給者証，一般特定疾患医療受給者証，小児慢性特定疾病医療受給者証又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている人）又はその方を監護（扶養）している方の労苦に報いるために見舞金を支給します。

・見舞金の額 年額 20,000 円

ケ ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

・見た目にはわからなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲の人に知らせるためのヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。

コ 合理的配慮推進事業補助金

・民間事業者等が障害のある方に必要な合理的配慮を提供するための費用の一部を補助します。

(表1-1)

①, ②, ③障害福祉サービス(令和4年3月~令和5年2月)

区 分		利用延べ件数	公費負担額(円)
介護給付	居宅介護	2,036	101,242,830
	重度訪問介護	221	128,369,675
	行動援護	5	221,096
	同行援護	205	9,847,088
	療養介護	227	61,532,092
	生活介護	4,364	1,050,006,377
	短期入所	698	64,981,982
	施設入所支援	2,116	290,358,147
訓練等 給付	共同生活援助	2,004	301,599,934
	宿泊型自立訓練	58	6,583,183
	自立訓練(機能訓練)	44	4,412,529
	自立訓練(生活訓練)	337	33,876,257
	就労移行支援	836	109,914,009
	就労継続支援A型	1,069	156,105,125
	就労継続支援B型	3,962	462,710,573
	就労定着支援	58	1,806,452
特定障害者特別給付費(補足給付)		3,880	36,657,038
高額障害福祉サービス費		110	337,768
地域定着支援		58	29,187
計画相談支援		3,359	53,756,560

(表1-2)

障害児通所支援サービス(令和4年3月~令和5年2月)

区 分	利用延べ件数	公費負担額(円)
児童発達支援	1,770	223,308,965
放課後等デイサービス	6,949	559,761,008
保育所等訪問支援	78	1,059,482
居宅訪問型児童発達支援	3	74,742
障害児相談支援	1,567	26,386,148

(表2) 補装具交付・修理の状況

補装具名	R1			R2			R3			R4		
	件数			件数			件数			件数		
	交付	修理	計	交付	修理	計	交付	修理	計	交付	修理	計
盲人用安全杖	9	0	9	9	0	9	5	0	5	7	0	7
義眼	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
眼鏡	5	0	5	5	0	5	10	0	10	8	1	9
補聴器	39	34	73	50	35	85	43	39	82	50	45	95
義肢	13	10	23	9	8	17	6	11	17	9	10	19
装具	91	28	119	52	21	73	87	28	115	59	25	84
車椅子	25	41	66	27	28	55	20	29	49	26	29	55
歩行器	5	0	5	4	0	4	1	0	1	3	0	3
歩行補助杖	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0	0	0
電動車椅子	0	8	8	1	3	4	1	4	5	3	0	3
その他	16	9	25	16	6	22	10	5	15	13	6	19
計	208	130	338	173	101	274	187	116	303	179	116	295

(表3) 自立支援医療（更生医療）給付状況

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
給付人員		33	33	38	43	45
障害区分	音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	1
	心臓	0	0	1	1	1
	じん臓	29	29	32	35	37
	免疫	4	4	5	7	6

(表4) 自立支援医療（育成医療）給付状況

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
給付人員		14	12	9	7	2
障害区分	聴覚・平衡機能	2	0	0	1	0
	音声・言語・そしゃく	9	10	9	6	2
	肢体	2	0	0	0	0
	心臓	1	0	0	0	0
	その他	0	2	0	0	0

(表5) 自立支援医療（精神通院）利用者数

(各年度末現在精神保健福祉センター調)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
自立支援医療（精神通院）利用者	2,177	2,362	1,510	2,654	2,694

(表6-1) 障害者日常生活用具給付状況

日常生活用具名	年 度				
	H30	R1	R2	R3	R4
便器	0	0	0	0	1
特殊便器	0	0	2	0	0
特殊マット	2	6	1	2	3
特殊寝台	5	10	1	5	3
体位変換器	1	0	2	0	0
移動・移乗支援用具	4	2	3	1	6
歩行支援用具	0	0	0	0	0
入浴補助用具	7	5	9	6	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	2	4	3	7
盲人用時計	2	5	4	4	5
点字タイプライター	1	0	0	1	0
電磁調理器	1	1	2	0	0
盲人用体温計	2	1	4	4	1
盲人用体重計	0	0	0	0	3
情報通信支援用具	4	5	3	3	3
視覚障害者用情報受信装置	1	0	0	1	1
視覚障害者用拡大読書器	3	4	6	5	4
視覚障害者用携帯型歩行支援装置	0	0	0	0	0
視覚障害者用血圧計	4	2	1	1	3
パルスオキシメーター	0	1	3	0	1
聴覚障害者用屋内信号装置	3	5	1	1	1
聴覚障害者用通信装置	3	1	4	4	3
聴覚障害者用情報受信装置	3	2	0	0	2
点字ディスプレイ	1	0	0	2	0
透析液加温器	0	3	0	1	1
ネブライザー	3	5	1	0	1
電気式たん吸引器	10	7	10	5	9
人工喉頭	7	9	6	0	3
頭部保護帽	8	7	8	8	7
歩行補助杖	1	3	1	1	0
点字器	0	4	0	0	0
収尿器	1	0	1	0	1
ストマ用装具	2,453	2,250	2,407	2,452	2,486
紙おむつ	719	730	727	669	670
住宅改修費	3	5	8	8	9
携帯用会話補助装置	0	0	1	0	0
点字図書	0	0	0	1	0
計	3,258	3,075	3,220	3,188	3,239

(表6-2) 住宅改修費助成【表6-1住宅改修費 再掲】

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
助成件数(件)	3	5	8	8	9
1件当たり助成金額(円)	605,333	217,799	203,623	222,350	228,978

(表7) 意思疎通支援事業

事 業 名/年 度	H30	R1	R2	R3	R4
手話通訳者派遣(件)	406	406	258	305	290
要約筆記者派遣(件)	29	50	5	6	17
利 用 登 録 者 (人)	70	69	66	63	65

(表8) 移動支援事業

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
実利用者数(人)	56	45	43	48	47
延利用時間(h)	1,833	1,834	996	1,179	1,452

(表9) 日中一時支援事業

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
実利用者数(人)	351	397	362	383	490
延利用回数(日)	18,139	19,692	19,949	22,593	21,040

(表10) 訪問入浴サービス実施状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
実利用者数(人)	13	14	16	15	14
延実施回数(日)	997	1,180	1,285	883	1,055

(表11) 身体障害者自動車運転免許取得費助成

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
助成件数(件)	2	1	0	0	4
1件当たり助成金額(円)	100,000	100,000	—	—	100,000

(表12) 身体障害者自動車改造費助成

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
助成件数(件)	3	1	4	1	5
1件当たり助成金額(円)	73,147	73,147	100,000	100,000	97,480

(表13) 重度心身障害者通院通所交通費助成

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
実利用人数(人)	204	217	206	205	159
助成金額(円)	1,562,340	1,616,820	1,374,840	1,360,290	1,318,830

(表 1 4) 障害者手帳用診断書料助成状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
助成件数(件)	551	544	446	633	560
助成金額(円)	3,646,544	3,671,250	2,923,660	4,140,330	3,649,240

(表 1 5) 各種事業の実施状況

事 業 名/年 度	H30	R1	R2	R3	R4	備 考
車いす貸出事業	140 件	154 件	81 件	62 件	83 件	社協事業
図書 of 自宅配本	17 件	11 件	0 件	0 件	21 件	図書館事業
	83 冊	49 冊	0 冊	0 冊	71 冊	〃

(表 1 6) 難病見舞金

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
支給件数(件)	1,014	1,046	1,100	1,079	1,079
支給金額(円)	20,280,000	20,920,000	22,000,000	21,580,000	21,580,000

5. 心身障害者（児）スポーツ大会

障害のある方の健康増進と社会参加を促進するため、市内の障害福祉サービス事業所とボランティア等の協力により、スポーツ大会を開催しています。

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
開催回数	第 24 回	第 25 回	開催なし	開催なし	第 26 回
開 催 日	10 月 13 日	11 月 9 日	—	—	10 月 8 日
団 体 数	19	20	—	—	10
参 加 者	549	530	—	—	116

※令和 2～3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、開催中止。

6. 相談員

障害のある方やその家族からの相談に応じるため、心身障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員）を委嘱し、心身に障害のある方の日常生活の悩みをお聴きしたり、同じ経験を有する立場から障害のある方への助言などを行っています。

7. 発達障害支援

みんなのみらい支援室を拠点として、福祉と保健、教育の連携と「支援者への支援」を基本理念として、巡回相談と個別相談を中心に発達に課題のある中学生（又は義務教育学校後期課程）までの児童・生徒及びその周囲で児童をサポートする人（支援者）を支える事業です。児童の持つ課題を早期に発見し、福祉、保健、教育、医療等の関係機関と連携を図りながら、早期療育につなげるため、相談業務及び各種講習会などを実施しています。

(1) 巡回相談

発達に課題を持つ児童・生徒の早期支援として臨床発達心理士又は相談員が学校等を計画的に訪問して保育士や教諭等に適切な支援について助言する相談事業を実施しています。

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
巡回件数 (件)	93	89	68	94	101

(2) 個別相談

児童・生徒やその保護者、支援する教職員からの相談を受け、人との接し方や配慮の方法など具体的な対応方法を助言する相談事業を実施しています。

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
個別面談 (件)	1,127	1,432	1,326	897	952
電話相談 (件)	185	205	243	372	304

(3) 各種講座等の開催

ア SST教室

児童・生徒のコミュニケーション力向上を目的に、小学生（又は義務教育学校前期課程）以上を対象に少人数のグループ制でソーシャルスキルトレーニングを行う教室です。

イ スマイルペアレンティング講座（子ども政策課実施事業）

保護者が子どもに対し大声で怒鳴ったり手を出したりしない上手な子育ての方法や子どもとのコミュニケーションの取り方などを学ぶ講座です。

ウ 親子教室

発達に課題ある幼児を対象に発達を促す、作業療法士による運動プログラムであり、親子参加型の教室です。

エ スキルアップ講習会

子どもの支援に関わる保育士、幼稚園教諭、教職員等が、発達支援に関する基礎知識や実践的な取り組みについて学び、現場での対応力を高める講習会です。

オ 理解啓発のための講習会

地域や学校からの依頼により発達障害についての入門的な講習会です。

カ 発達支援出前講座

小学校就学時健康診断の待ち時間を利用して行うもので、次年度就学予定の児童を持つ保護者向けの講座です。

(4) 発達支援会議

発達に関する悩みを持つ児童・生徒の総合的な支援について、関係機関が集まり対応を協議する会議を実施しています。